

各 私立幼稚園(認定こども園)設置者 様

大阪府教育庁私学課長

平成28年度の貸借対照表、収支計算書その他の  
財務計算に関する書類等の提出について(通知)

標記の書類について、下記のとおりご提出いただきますようお願いいたします。なお、提出期限内に提出されない場合は、私立学校振興助成法及び各補助金交付要綱に基づき、補助金の不交付等の措置をとることがあります。

[提出を求める根拠]

- 学校法人…私立学校振興助成法第14条・大阪府私立幼稚園経常費補助金交付要綱5条・私立学校法第6条
- 学校法人以外…大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金交付要綱第5条

記

1 提出書類 **※園によって提出内容が異なります。「送付状様式」にてご確認ください。**

**《郵送による提出》**

- ① 大阪府教育長あての送付状 **(設置者/代表者印押印のこと) …… 1部**
- ② 平成28年度の計算書類…………… **1部**  
※「計算書類」とは、貸借対照表、収支計算書、その他の財務計算に関する書類のことです。  
**※表紙の右上に幼稚園番号を記入してください。**
- ③ 平成29年度の収支予算書…………… **1部**

**《インターネット申請による提出》**

- ④ 府提出フォーム **(詳細は、別添1参照) …… 1園につき1セット**
- ⑤ チェックシート(計算書類の補足資料)…………… **1園につき1セット**

**(計算書類提出にかかる留意事項)**

計算書類は学校法人会計基準の第1号様式から第9号様式(省略できるものを除く。)の順序として(収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第9号様式の後に追加して)公認会計士等の監査報告書(自署及び押印のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。)の後にどじ込み、袋とじとすること。  
また袋とじの部分には、公認会計士等と学校法人の代表者(理事長等)の割り印を必要とすること。

2 提出期限

**平成29年6月30日(金)(電子データ、郵送とも同日必着)**

3 提出先

〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階  
大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 担当 山口  
TEL 06-6210-9273 FAX 06-6210-9276

## 府提出フォーム(決算書)の提出方法について

## 1 提出方法

『インターネット申込み』よりご提出ください。

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index.do?tetudukid=2017050005>

(↑Ctrl を押しながらクリックするとページに移動できます)

※データの提出は「インターネット申込み」のみです。Eメール、CD-ROMでの提出はご遠慮ください。

※印刷した府提出フォームの郵送は不要です。

## 2 「未就園児クラス」を設置している場合の会計処理 ※詳しくは「参考1」「参考2」をご参照ください

「未就園児クラス」に係る収入・支出は、平成21年3月3日付け私第2102号通知に基づき、幼稚園会計と混同しないよう区分を明確にし、適正な会計処理を行ってください。

府提出フォームの「資金収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「人件費支出内訳表」「事業活動収支計算書(園分)」には、「未就園児クラス」に係る収入・支出の数値(データ)は入力しないでください。

府提出フォーム入力例:「未就園児クラス」に係る収入・支出がある場合

- |                     |                                    |
|---------------------|------------------------------------|
| ■「資金収支計算書」          | ⇒「未就園児クラス」に係る収入・支出は <b>入力しない</b> 。 |
| ■「活動区分資金収支計算書」      | ⇒「未就園児クラス」に係る収入・支出は <b>入力しない</b> 。 |
| ■「人件費支出内訳表」         | ⇒「未就園児クラス」に係る収入・支出は <b>入力しない</b> 。 |
| ■「事業活動収支計算書(園分)」    | ⇒「未就園児クラス」に係る収入・支出は <b>入力しない</b> 。 |
| ■「事業活動収支計算書(法人合計分)」 | ⇒「未就園児クラス」に係る収入・支出を <b>入力する</b> 。  |

## 3 子ども・子育て支援新制度における会計処理

「参考3」および「参考4」をご参照ください。

## 【主な留意点】

- ・新会計基準上の「第3号基本金引当特定資産運用収入」につきましては、内容に応じて「受取利息・配当金収入」と「その他収入」に分けて計上してください。
- ・ほか詳細につきましては、「参考5」をご参照ください。